

安城市役所業務継続計画

(地震災害対策編)



2018 年（平成 30 年）4 月 改訂版

安城市

目 次

1	業務継続計画とは・・・・・・・・・・・・・・・・	1
	(1) 計画策定の背景と目的	
	(2) 計画改訂の経緯	
	(3) 業務継続計画の説明	
	(4) 計画の効果	
	(5) 地域防災計画に対する業務継続計画の役割	
	(6) 業務継続計画の発動と解除	
2	安城市の基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・	7
3	前提条件・・・・・・・・・・・・・・・・	8
	(1) 想定地震	
	(2) 想定する発災時間	
4	安城市における被害想定・・・・・・・・	9
	(1) ハザード被害	
	(2) リスク被害	
	(3) 庁舎の被害予測	
5	代替庁舎・・・・・・・・・・・・・・・・	17
6	職務代行・・・・・・・・・・・・・・・・	18
	(1) 本部長不在の場合	
	(2) 本部員不在の場合	
	(3) 班長不在の場合	
	(4) 地区スタッフリーダー不在の場合	
	(5) 避難所特命者不在の場合	
7	職員参集体制・・・・・・・・・・・・・・・・	20
	(1) 参集基準	
	(2) 参集手段	
	(3) 安否・参集確認	
8	職員参集予測・・・・・・・・・・・・・・・・	21
	(1) 参集距離	
	(2) 参集行動	
	(3) 参集に影響を及ぼす要素	
	(4) 参集に影響を及ぼす要素を加味して補正した後の参集予測	
	(5) 部門ごとの参集率の想定	
9	非常時優先業務・・・・・・・・・・・・・・・・	26
	(1) 業務の対象	
	(2) 業務開始目標時間による業務区分	
	(3) 非常時優先業務の選定結果	

(4)	非常時優先業務の流れ	
10	非常時優先業務の実施環境の強化・・・・・・・・・・	29
(1)	人員の確保	
(2)	庁舎の執務環境	
(3)	情報システム及び多様な通信手段の確保	
(4)	電源の確保	
(5)	燃料の確保	
(6)	車両の確保と分配	
(7)	職員用備蓄の確保	
(8)	消耗品の確保	
11	今後の取り組み・・・・・・・・・・	38
(1)	計画の見直し	
(2)	研修及び訓練	
(3)	課題対策	
(4)	協定締結団体との連携	

【資料編】 (別冊)

1	非常時優先業務 業務の流れ
2	初動期の配車計画

1 業務継続計画とは

(1) 計画策定の背景と目的

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、東北地方及び関東地方に大規模な被害を及ぼした。被災地において、市民の生命、生活及び財産に大きな被害を与え、市民生活に長期にわたって大きな爪跡を残した。また、災害対応を行った被災地の自治体は、庁舎や職員の被災により、災害対応業務はもとより、その後の通常業務を行うことも難しい状態となり、長期にわたって市民生活に多大な影響を与えることとなった。

大規模災害が発生した際の市の役割として、市民の生命、生活及び財産を守ることが求められるが、実際には行政自身も被災し、人員、物資やライフライン等の資源が制約を受け、膨大に発生する災害対応業務を円滑に行うことが難しくなると想定される。また、全ての通常業務を平常時と同様に行うことも難しくなると想定される。

こうしたことから、大規模災害が発生し、行政が使用できる資源が制約された状況下においても、市の業務をできるだけ維持・継続し、効果的な災害対応業務を行うための計画が必要である。

そこで、近い将来必ずやってくると考えられている大規模災害に対し、迅速かつ的確に災害対応業務及び復旧復興業務を行うことを目的として、大規模災害時において優先すべき業務を事前に選定した「安城市業務継続計画」を平成26年3月に策定した。

(2) 計画改訂の経緯

安城市では、南海トラフ沿いで大規模災害が発生することを想定した「安城市東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査」を平成26年度に実施した。また、東日本大震災の教訓や近年の災害事例等を踏まえ内容の拡充がされた「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」が平成28年2月に内閣府より公表され、愛知県においても愛知県庁業務継続計画が平成28年3月に改訂された。

また、平成28年4月に発生した熊本地震では、震度7の地震が2回も発生し震度レベルの高い余震も多数発生した。被災した複数の自治体では、庁舎の損壊が発生するとともに、受援体制が十分に整備されていなかったことから多くの混乱が見られた。

このようなことから、安城市においても業務継続計画の改訂の必要性が高まったため、本計画の見直しを行い改訂した。

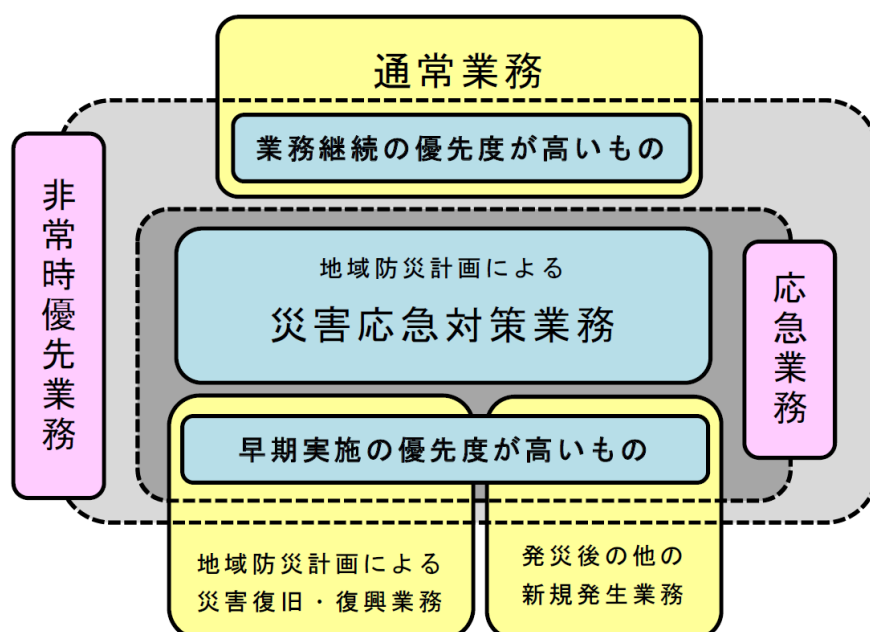
(3) 業務継続計画の説明

「業務継続計画」(Business Continuity Plan、通称 BCP)とは、ヒト、モノ、情報及びライフライン等利用できる資源に制約がある状況下において、応急業務及び継続性の高い通常業務（以下「非常時優先業務」という。）を特定するとともに、非常時優先業務の業務継続に必要な資源の確保・配分や、そのための手続きの簡素化、指揮命令系統の明確化等について必要な措置を講じることにより、大規模災害時であっても、適切に業務を執行し、業務継続力の向上を図ることを目的とした計画である。大規模災害が発生した場合には、この計画に従って業務を行い、また、この計画の実効性を高めるために、非常時優先業務を行う上で障害となりうる事項を想定し、あらかじめ対策を講じておくことにより、市の防災減災能力の向上を図るものとする。

【非常時優先業務とは】

業務継続体制の検討にあたっては、大規模な災害時であっても優先して実施すべき業務を特定する必要がある。これが非常時優先業務である。具体的には、下図のとおり災害応急対策業務や早期実施の優先度が高い復旧・復興業務のほか、業務継続の優先度の高い通常業務が対象となる。

発災後しばらくの期間は、各種の必要資源を非常時優先業務に優先的に割り当てるために、非常時優先業務以外の通常業務は積極的に休止するか、又は非常時優先業務の継続の支障とならない範囲で業務を実施する。

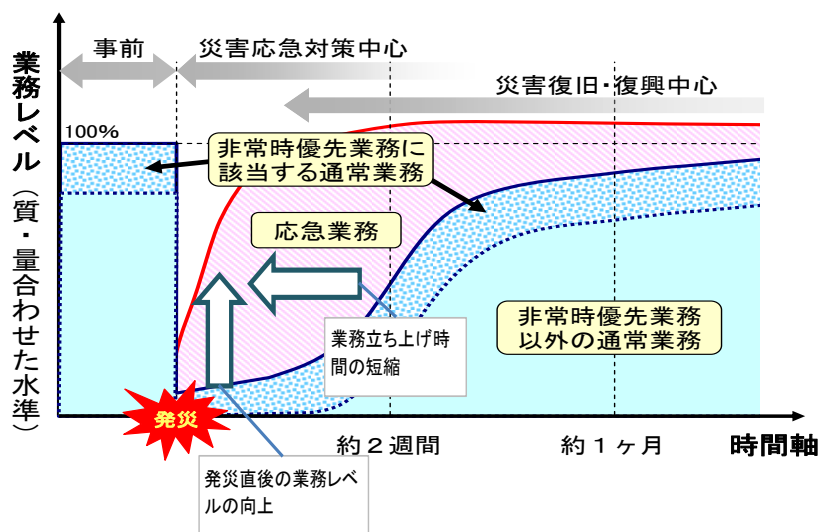
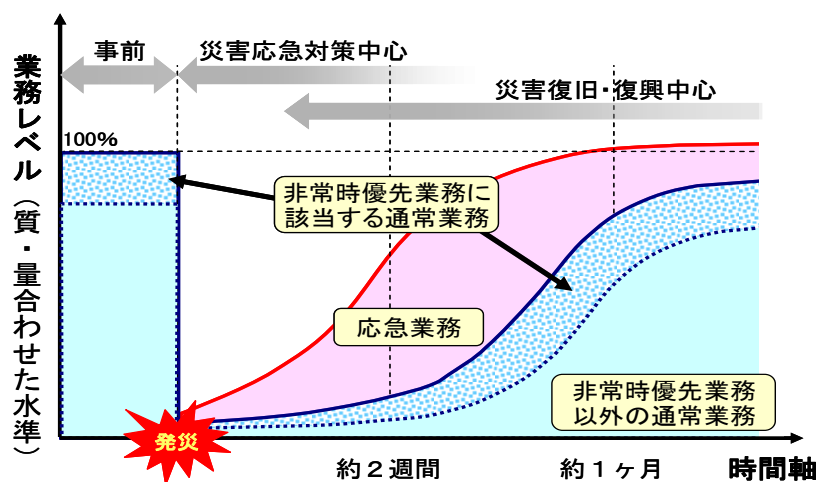


(4) 計画の効果

業務継続計画が策定されていない場合においては、災害の発生により通常業務が中断する可能性が高く、発災後に使用できる資源を考慮しながら、再開すべき非常時優先業務を検討しなければならない。また、対応しなければならない応急業務が膨大に発生することにより、迅速な対応をすることができず、業務効率が悪化し、行政サービスの質の低下を招く恐れがある。

一方、業務継続計画をあらかじめ策定しておくことで、中断しても影響の少ない通常業務を明確にすることができ、非常時優先業務が明確になり、速やかに応急業務及び通常業務に取り掛かることが可能となる。さらに、発災直後から非常時の業務執行体制を迅速に整えることができるため、発災により低下する行政サービスを効率的に回復させることができる。

業務継続計画の効果の概念図（上：業務継続計画策定前、下：業務継続計画策定後）

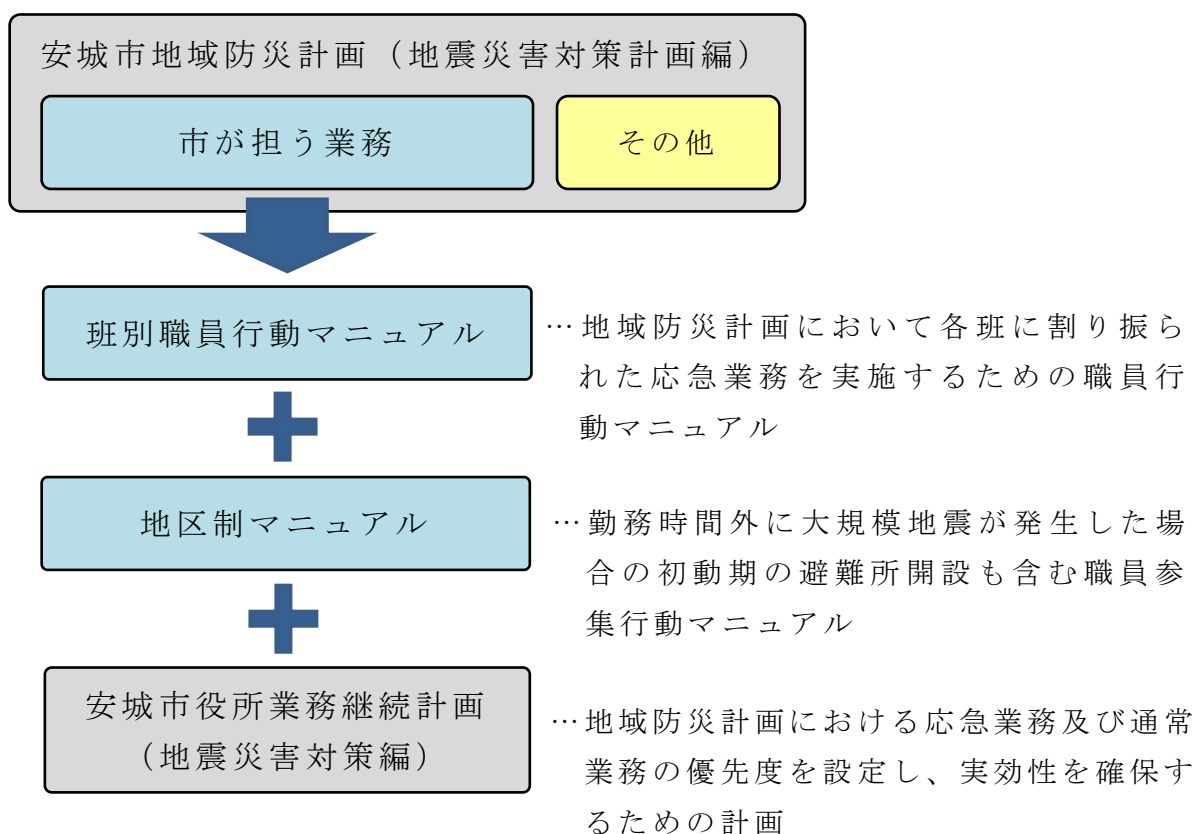


(5) 地域防災計画に対する業務継続計画の役割

地域防災計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、自治体の防災会議が市域にかかる防災に関し策定する基本計画である。この計画は、市民生活の各分野にわたり重大な影響を及ぼすおそれのある大規模災害に対処するための基本的な事項を記載するものである。市はこの計画をもとに、国・県等と連携して、都市の防災上の改善施策を進めるとともに、災害時には、市民、地域及び市内事業所・団体等の関係機関とも協力し、総合的かつ計画的な応急対策その他の防災対策の推進を図る。

一方、業務継続計画は、大規模災害により市の施設が被災する等により市の行政機能が低下し、利用できる資源（庁舎、物資、職員等）に制約がある状況下で、市が行うべき非常時優先業務を継続し、または早期回復するために必要な資源の確保、配分等必要な対策を事前に検討するとともに、災害時の資源管理や非常時優先業務の目標管理など、市の緊急時の対応力を高める組織運営の改善に主体を置く。業務継続計画においては、市が実施すべき業務のみを記載するものであり、その中には、応急業務のみならず、市が平常時に行う通常業務も記載している。

下記の図のとおり、業務継続計画は地域防災計画を補完する計画である。



【地域防災計画と業務継続計画の一般的な比較】

	地域防災計画	業務継続計画
計画の趣旨	・災害対策基本法に基づき、発災時または事前に実施すべき災害対策に係る実施事項や役割分担等を規定するための計画である。	・発災時に必要資源に制約がある状況下であっても、非常時優先業務を目標とする時間・時期までに実施できるようにする（実効性の確保）ための計画である。
行政の被災	・行政の被災は、特に想定していない。	・行政の被災を想定（庁舎、職員、電力、情報システム、通信等の必要資源の被災を評価）し、利用できる必要資源を前提に計画を策定する。
対象業務	・災害対策に係る業務（災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興）を対象とする。	・非常時優先業務を対象とする（災害応急対策、災害復旧・復興業務だけでなく、優先度の高い通常業務も含まれる）。
業務開始目標時間	・業務開始目標時間を記載していない。	・非常時優先業務ごとに業務開始目標時間を定める必要がある（必要資源を確保し、目標とする時間までに、非常時優先業務を開始・再開する）。
業務に従事する職員の飲料水、食料等の確保	・業務に従事する職員の飲料水、食料、トイレ等の確保のための対策は検討されていない。	・業務に従事する職員の飲料水、食料、トイレ等の確保について検討のうえ、記載する必要がある。

(6) 業務継続計画の発動と解除

ア 発動基準

発動基準は以下のとおりとする。

(ア) 震度 6 弱以上の地震が発生した時又は地震特別警報が発令された時、本計画を自動発動する。

(イ) 被害状況に応じて災害対策本部長が必要と認めた時、災害対策本部長宣言によって、本計画を発動する。

イ 解除基準

災害対策本部長が、応急業務が概ね完了したと認めた時、本計画の解除を宣言する。

ウ 計画の発動及び解除の周知

安城市が業務継続計画の発動又は解除を行った場合は、市公式ウェブサイト、携帯電話メール、ケーブルテレビ、FM ラジオ及び報道機関などを通じて市民に広く周知し、市の業務体制の移行について、市民・企業等に理解と協力を求める。

2 安城市の基本方針

市民及び行政機関に甚大な被害を及ぼすおそれのある災害に対し、全職員が共通認識のもと職務を実施するために、以下の基本方針に基づき、業務継続計画を策定・実施する。

- 1 市民の生命・身体及び財産を脅かす大規模災害に対し全力で対応するために、非常時優先業務を遂行する。

大規模災害が発生した際に市が行うべき最優先の業務は、市民の生命、身体及び財産を守ることである。その業務を全力で実施することができるよう非常時優先業務を選定・遂行し、出来るだけ早く市民の不安が解消されるよう検討する。

- 2 市の行政機能を出来るだけ早い段階で復旧させ、市民生活を安定させるため、設定された非常時優先業務の遂行目標を達成するために必要な資源の確保・分配を行う。

大規模災害時には、市においても資源（庁舎、物資、職員等）に被害を受け、行政機能の回復に時間を要することが想定される。市の行政機能を少しでも早く復旧させ、市民生活を安定させるために、非常時優先業務の実施に必要な資源を把握し、適切かつ効果的な配分方法を事前に検討する。

- 3 大規模災害時に的確な業務継続を図るため、通常時から業務継続体制について検討し、内容を周知・浸透させ、迅速に対応できる対応能力を向上させる。

業務継続計画の実効性を確保し高めていくためには、計画の内容を職員に対し確実に周知・浸透させ、さらに各部各班が自律的に行動できるよう防災に対する当事者意識と対応能力の向上を図ることが重要である。そのためには、研修・訓練等必要な手段を用い、大規模災害時に迅速に行動することができるよう、訓練等を定期的に実施する。また、計画・マニュアルは定期的に内容を精査し、その都度現状にあった内容に更新し、継続的な業務継続計画の改善を行う。

3 前提条件

本計画における前提条件は、下記のとおり。

(1) 想定地震

安城市に被害を及ぼすと考えられる地震は、以下の通りである。

	想定地震
海溝型地震	東海地震
	東南海地震
	東海・東南海地震
	東海・東南海・南海地震（南海トラフ地震）
直下型地震	猿投－高浜断層帯

安城市では、愛知県が平成23年度から平成25年度に「愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査」を実施したことを受け、平成26年度に「安城市東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査」を実施した。

本計画で前提とする想定地震モデルは、その発生確率や被害規模から、次に発生する可能性の高い地震モデルとして安城市がまず対策を講ずるべき対象として考慮する必要がある「過去地震最大モデル」とする。

※ 「過去地震最大モデル」とは、南海トラフで繰り返し発生している地震・津波のうち、発生したことが明らかで規模が大きいもの（宝永、安政東海、安政南海、昭和東南海、昭和南海地震の5地震）を重ね合わせたものであり、地震対策を進める上で基本となる想定として位置付けられている。

(2) 想定する発災時間

以下の理由により、本計画における発災時間は冬の深夜5時を想定する。

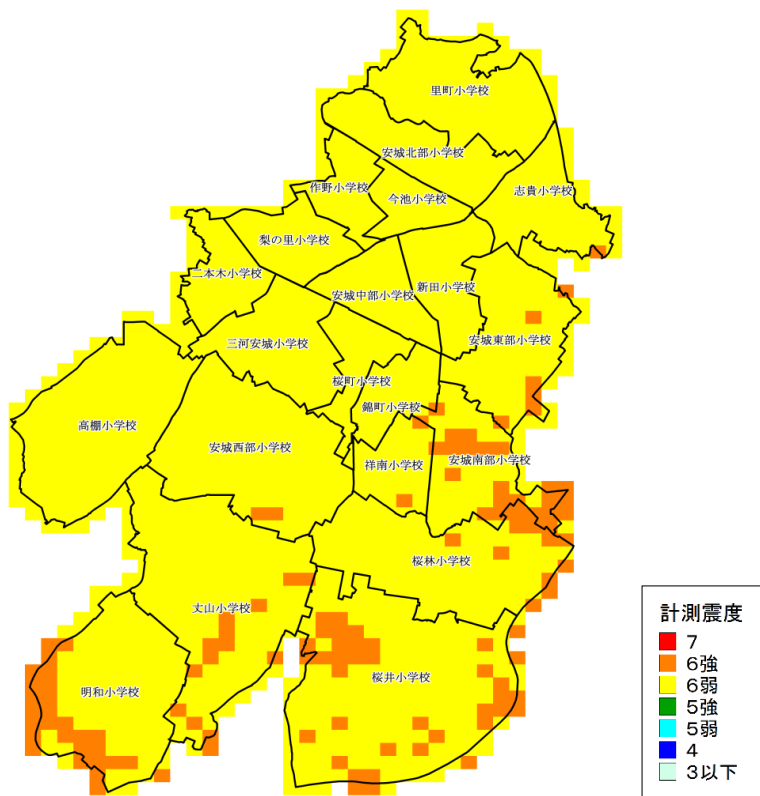
ア 勤務時間外の発災であり、職員が自宅におり非常参集を必要とすること。

イ 就寝中の発災であり、自宅の建物被害等により参集不能となる職員の割合が高くなると想定されること。

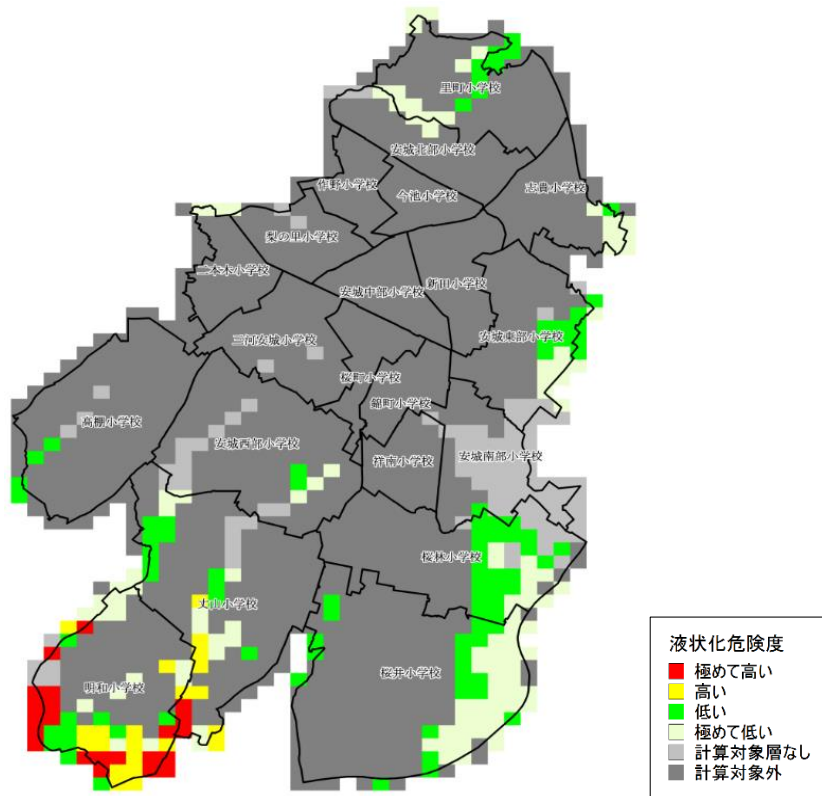
4 安城市における被害想定

(1) ハザード被害

ア 震度分布図（過去地震最大モデル）



イ 液状化危険度分布図（過去地震最大モデル）



(2) リスク被害

ア 建物被害（屋外転倒・落下物含む）

項目	被害区分	冬・深夜
地震動	全壊	1,264
	半壊	5,795
液状化	全壊	1
	半壊	4
津波・浸水	全壊	2
	半壊	51
急傾斜地等	全壊	0
	半壊	0
火災	焼失	8
建物棟数		60,159
建物被害総数	全壊・焼失	1,275
	半壊	5,850
建物被害率	全壊・焼失	2.1%
	半壊	9.7%
ブロック塀等転倒数		685
屋外落下物が発生する建物数		86

（過去地震最大モデル（単位：棟））

イ 人的被害

項目		冬・深夜
建物倒壊 （うち屋内転倒物・屋内落下物）	死者数	63
		(5)
	重傷者数	133
		(33)
	軽傷者数	900
		(139)
津波・浸水	死者数	0
	重傷者数	0
	軽傷者数	0
急傾斜地崩壊等	死者数	0
	重傷者数	0
	軽傷者数	0

火災	死者数	1
	重傷者数	0
	軽傷者数	0
ブロック塀の転倒、屋外落下物	死者数	0
	重傷者数	0
	軽傷者数	0
死傷者数合計	死者数	64
	重傷者数	133
	軽傷者数	900
自力脱出困難者数・要救助者数	地震動	459
	津波	0

(過去地震最大モデル (単位：人))

ウ ライフライン被害

(ア) 上水道

管路延長 (km)	被害箇所 数 (件)	被害率 (件/km)	機能支障 (全給水人口約 182,000 人) 上段：断水人口 下段：断水率			
			直後	1 日後	7 日後	2 ヶ月後
約 1,000	約 800	0.80	約 170,000 人 94%	約 157,000 人 86%	約 84,000 人 46%	— 0%

95%復旧：6 週間程度

(イ) 下水道

管路延長 (km)	被害延長 (km)	被害率	機能支障 (全処理人口約 130,000 人) 上段：下水道機能支障人口 下段：機能支障率			
			直後	1 日後	7 日後	1 ヶ月後
約 600	約 30	5%	約 6,500 人 5%	約 97,000 人 75%	約 3,700 人 3%	— 0%

95%復旧：3 週間程度

(ウ) 電力

配電柱 本数(本)	配電柱 被害本数 (本)	被害率	機能支障 (全需要家数約 91,000 戸) 上段：停電戸数 下段：停電率			
			直後	1 日後	7 日後	1 ヶ月後
約 29,000	約 80	0.3%	約 81,000 戸 89%	約 73,000 戸 80%	約 400 戸 0%	— 0%

95%復旧：1 週間程度

(エ) 通信

a 固定電話

電話柱 本数(本)	電話柱 被害本数 (本)	被害率	機能支障 (全回線数約 28,000 戸) 上段：不通回線数 下段：不通回線率			
			直後	1 日後	7 日後	1 ヶ月後
約 12,000	約 40	0.4%	約 25,000 89%	約 23,000 81%	— 0%	— 0%

95%復旧：1 週間程度

b 携帯電話

機能支障 上段：停波基地局率 下段：不通ランク			
直後	1 日後	7 日後	1 ヶ月後
1%	81%	1%	0%
—	A	—	—

(注) 停波基地局率には、停電による停波と物理的被害による固定電話の不通を含む。
 <携帯電話の不通ランク>
 ランク A：停電による停波基地局率と物理的被害に基づく固定電話不通回線率の少なくとも一方が 50%を超える。
 ランク B：停電による停波基地局率と物理的被害に基づく固定電話不通回線率の少なくとも一方が 40%を超える。
 ランク C：停電による停波基地局率と物理的被害に基づく固定電話不通回線率の少なくとも一方が 30%を超える。
 —：上記ランク A,B,C のいずれにも該当しない。

95%復旧：1 週間程度

(オ) ガス

a 都市ガス

機能支障 (全需要家数約 23,000 戸) 上段：復旧対象戸数 下段：供給停止率			
直後	1 日後	7 日後	1 ヶ月後
約 600 戸 3%	約 600 戸 3%	約 400 戸 2%	— —

95%復旧：2 週間程度

ｂ ＬＰガス

需要世帯数	機能支障世帯数	機能支障率
約 40,000 世帯	約 5,000 世帯	13%

95%復旧：1 週間程度

エ 生活支障等

(ア) 避難者数 (想定条件：冬夕方 18 時発災)

	1 日後	1 週間後	1 ヶ月後
避難所避難者数	約 5,000 人	約 13,400 人	約 2,500 人
避難所外避難者数	約 3,300 人	約 13,300 人	約 5,700 人
避難者総数	約 8,300 人	約 26,700 人	約 8,200 人

(イ) 帰宅困難者 (想定条件：冬夕方 18 時発災)

ａ 市全域の帰宅困難者数

目的別の帰宅困難者数		
職場や学校など 所属先のある者	私用等の目的で 外出している者	小計
約 11,000～約 12,000 人	約 4,100～約 4,200 人	約 15,000～約 16,000 人

ｂ 主要駅を含むゾーン内の帰宅困難者数 (全交通手段を考慮した場合)

主要駅	目的別の帰宅困難者数		
	職場や学校など 所属先のある者	私用等の目的で 外出している者	小計
J R 安城駅	約 2,700 ～約 2,800 人	約 1,600 ～約 1,600 人	約 4,300 ～約 4,400 人
名鉄新安城駅	約 2,900 ～約 3,000 人	約 700 ～約 800 人	約 3,600 ～約 3,800 人
J R 三河安城駅	約 1,800 ～約 2,000 人	約 800 ～約 900 人	約 2,700 ～約 2,800 人

- c 主要駅を含むゾーン内の帰宅困難者数（交通手段として鉄道のみを考慮した場合）

主要駅	目的別の帰宅困難者数		
	職場や学校など 所属先のある者	私用等の目的で 外出している者	小計
J R 安城駅	約1,200 ～約1,500人	約200～約200人	約1,400 ～約1,700人
名鉄新安城駅	約900 ～約1,100人	約80～約100人	約1,000 ～約1,200人
J R 三河安城駅	約600 ～約700人	約70～約100人	約600 ～約800人

オ 災害廃棄物等

災害廃棄物	津波・浸水堆積物	小計
約 402 千 t	約 49 千 t	約 451 千 t

(3) 庁舎の被害予測

庁舎の建物の状況及び耐震診断の状況は、以下のとおりである。

庁舎名	建物の状況	耐震診断の状況
本庁舎	昭和41年10月建築 昭和60年大規模改修 鉄筋コンクリート造 3階建、地下1階 延床面積5,168.81㎡	平成25年度に耐震補強工事を実施 使用基準 既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震 診断基準（2001年度改訂版） Is値 3階X方向0.771、Y方向0.843 2階X方向0.835、Y方向0.800 1階X方向0.779、Y方向0.765
北庁舎	昭和60年2月建築 鉄筋コンクリート造 7階建、地下1階 延床面積8,398.23㎡	新耐震設計基準を盛り込んだ建築基準 法改正（昭和56年）後の建築物であるた め、実施していない。
西庁舎	昭和42年3月建築 平成9年3月改修 鉄筋コンクリート造 3階建 延床面積1,252.24㎡	平成22年度に耐震補強工事を実施 使用基準 既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震 診断基準（2001年度改訂版） Is値 3階X方向0.77、Y方向1.77 2階X方向1.14、Y方向1.69 1階X方向1.08、Y方向0.90
さくら 庁舎	昭和48年1月建築 鉄筋コンクリート造 2階建 延床面積1,004.61㎡	平成15年度に耐震診断（第2次）を実施 使用基準 既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震 診断基準（2001年度改訂版） Is値 本館棟2階X方向3.60、Y方向1.17 1階X方向0.86、Y方向1.14 増築棟2階X方向1.55、Y方向4.08 1階X方向1.12、Y方向2.60
食堂棟	昭和58年7月建築 鉄筋コンクリート造 2階建 延床面積2,587㎡	新耐震設計基準を盛り込んだ建築基準 法改正（昭和56年）後の建築物であるた め、実施していない。

国土交通省による官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（平成25年度版）によると、庁舎等に求められる耐震性能は、一般官庁施設にあっては、Is値0.6を最低ラインとしているが、具体的には施設の用途等により各市の裁量でIs値を決めることとなる。その基準については検討を要するが、災害時の拠点として大地震後に大きな改修をすることなく使用可能とするためにはIs値0.75以上となるように、災害時の拠点として特に中枢的施設として使用する場合にはIs値0.9以上が望ましい。

安城市の庁舎については、現在Is値0.75をクリアしている建築物であるか又は新耐震設計基準を盛り込んだ建築基準法改正後の建築物であるため、発災により倒壊する危険性は低い。

※ 「Is値（Seismic Index of Structure＝構造耐震指標）」とは、建物の耐震性能を表す指標で、Is値が大きければ大きいほど耐震性が高いと判断される。このIs値は、以下の式で求められる。

$$Is = Eo \text{（保有性能基本指標）} \times Sd \text{（形状指標）} \times T \text{（経年指標）}$$

Eo（保有性能基本指標）とは、建物が保有している基本的な耐震性能を表す指標で、具体的にはC（建物の強度を表す指標）×F（建物の粘り強さを表す指標）で求められる。

またSd（形状指標）は、建物の形状や壁の配置バランスを表す指標。T（経年指標）は、建物の経年劣化を表す指標。つまりIs値は、建物の強度と粘り強さ、形状やバランス、経年劣化といった耐震性能に関わる要素を総合的に判断する指標となる。

5 代替庁舎

庁舎が地震の被害により使用できなくなった場合を想定し、規模の大きい公共施設を、代替庁舎の候補施設として以下のとおり選定した。なお、候補施設の中から被災状況に応じて選定し、複数の施設を利用することも想定する。

ただし、安城市民会館のIs値が低いことに留意するとともに、避難所指定との重複に配慮する必要がある。

また、候補施設への移設に必要な資機材等をあらかじめ把握・調達し、移設に関するマニュアルを作成する必要がある。

施設名	建築年	延床面積	指定状況	本庁舎との直線距離	災害危険度 (過去地震最大モデル)			非常電源 (油種)
					震度	液状化	津波浸水	
安城市体育館	昭和54年1月 (耐震化済)	10,067 m ²	一般 避難所	約1,730m	6弱	計算 対象外	無し	210kVA (軽油)
安城市民会館	昭和47年3月 (耐震化済)	6,668 m ²	—	約90m	6弱	計算 対象外	無し	11kVA (軽油)
安城市文化センター	昭和56年11月 (耐震化済)	5,921 m ²	公民館 避難所	約160m	6弱	計算 対象外	無し	88kVA (軽油)
安城市青少年の家	昭和58年3月	1,735 m ²	一般 避難所	約1,850m	6弱	計算 対象外	無し	—

(延床面積順)

6 職務代行

本部長及び本部員の参集率が低い初動期において、組織内の業務が迅速かつ適切に行われるためには、指揮命令系統が確立されていなければならない。そのため、本部長及び本部員等の職員が不在の場合にも適切な意思決定をするため、下記のとおり体制を決定する。

(1) 本部長不在の場合

大規模災害時に本部長が不在の場合であっても、迅速かつ適切な意思決定をするため、あらかじめ以下のとおり職務の代行順序を定める。

本部長不在の場合の職務の代行順序は、安城市災害対策本部条例（昭和38年7月15日条例第24号）第2条第2項に基づき、第1位を副本部長とする。

第2位以降は、安城市長の職務を代理する職員を定める規則（昭和58年3月31日安城市規則第14号）に基づく。

第1位	副市長
第2位	企画部長
第3位	総務部長
第4位	市民生活部長
第5位	福祉部長

なお、本部長の権限委任に関わる基本的な考え方は以下のとおりとする。

※ 本部長が不在の場合、意思決定に係る権限は、本計画で定められた順序で自動的に次の順位の者に委任する。

※ ただし、本部長が不在の場合であっても、連絡手段が確保され本部長の指示を仰ぐことが可能な場合は、権限の委任は行わない。

(2) 本部員不在の場合

本部員が不在の場合は、本部員が所属する部の次長、課長の順で職務を代行する者とする。

第1位	次長
第2位	課長

※ 複数の課長が所属する場合は、安城市災害対策本部要綱第4条第2項に定める本部の各班の担当事務内の担当課名等欄の課順とする。

(3) 班長不在の場合

各班の班長が不在の場合の代理者は、班別職員行動マニュアルにおいて事前に各班で定めるものとする。

(4) 地区スタッフリーダー不在の場合

地区スタッフリーダーが不在の場合は、事前に選任される地区スタッフリーダー補助者が代行する。両者とも不在の場合は、地区制参集者の中で職名の上位の者が、その地区の地区スタッフリーダーを代行する。同等職名の者が複数いる場合は、安城市災害対策本部要綱第4条第2項に定める本部の各班の担当事務内の担当課名等欄の上位記載課の職員から順に代行する。

(5) 避難所特命者不在の場合

避難所特命者が不在の場合は、避難所に派遣される地区スタッフの中から、地区スタッフリーダーが指名する。

7 職員参集体制

安城市における職員の参集体制は以下のとおりである。

(1) 参集基準

安城市災害対策実施要綱第8条に定める非常配備の基準に基づき、震度6弱以上の地震が発生したとき、自動的に全職員体制となり、参集対象職員は各自の参集場所に参加する。

【安城市災害対策実施要綱第8条の非常配備の基準(地震)一部抜粋】

非常配備区分	配 備 時 期	配 備 内 容
第1 非常配備 警戒体制	震度4の地震が発生した時	情報連絡活動及び災害に対する警戒のため、関係各班の必要の人員をもって当たる。 状況により、さらに高度の配備体制に移行する。
第2 非常配備	震度5弱又は5強の地震が発生した時	情報連絡活動及び災害に対する警戒のため、関係各班の必要の人員をもって当たる。 状況により、第3 非常配備体制に移行する。
第3 非常配備 (全職員)	震度6弱以上の地震が発生した時又は地震特別警報が発令された時	各部各班の全員をもって当たる。

(2) 参集手段

徒歩、自転車、バイクのいずれかにより参集し、車両は原則使用しない。

(3) 安否・参集報告

危機管理情報システムから送信される安否参集依頼メール及び参集報告依頼メールに対し、速やかに報告を行う。

8 職員参集予測

大規模災害時の人的資源の制約を事前に想定する必要があるため、職員実態調査（平成29年7月実施）を行い、冬の深夜5時に大規模地震が発生した場合の職員参集予測を行った。

（1）参集距離

中央省庁業務継続ガイドライン第2版（平成28年4月）の考え方を適用し、自宅と参集場所の距離（直線距離×1.3倍）が20km圏内であれば、徒歩による参集が可能と想定する。

一方、参集場所から20km圏外に住む職員は、公共交通機関に頼らざるを得ないと考え、愛知県庁業務継続計画（平成28年3月）における考え方を適用し、公共交通機関は1週間程度後から順次復旧すると想定し、発災後1週間は参集が困難なものとして扱う。

なお、参集距離20km圏内の範囲と職員の居住地は以下の図表のとおりである。



【上図】市役所（青）及び市境付近にある各公民館避難所（赤）から半径20kmの範囲

居住地	人数	割合
安城市	862	77.0%
岡崎市	56	5.0%
西尾市	46	4.1%
刈谷市	34	3.0%
知立市	27	2.4%
名古屋市	20	1.8%
豊田市	19	1.7%
碧南市	18	1.6%
高浜市	14	1.3%
幸田町	9	0.8%
豊明市	3	0.3%
蒲郡市	3	0.3%
豊川市	2	0.2%
豊橋市	1	0.1%
その他（6市）	6	0.5%
総計	1120	100%

【上表】参集対象職員居住地（平成29年7月）

安城市においては、市内在住の職員が全職員の77%であり、隣接市に在住の職員も合わせると全職員の96.1%となる。幸田町・豊明市なども参集距離20km圏内にあるため、これらも合わせると97.2%の職員がおおよそ参集距離20km圏内に居住する。

参集距離	～3km	～6km	～9km	～12km	～15km	～18km	～20km
割合	52.9%	19.8%	11.2%	6.6%	3.8%	2.1%	0.9%
累計	52.9%	72.7%	83.8%	90.4%	94.3%	96.3%	97.2%

(2) 参集行動

ア 手段

災害時には徒歩・自転車・バイクのいずれかにより参集するものと考えられるが、本計画における職員参集予測を計算するにあたっては、愛知県庁業務継続計画（平成28年3月）における考え方を適用し、参集手段は一律徒歩とする。

イ 参集速度

愛知県庁業務継続計画（平成28年3月）における考え方を適用し、時速3kmとする。

ウ 準備時間

冬の深夜5時の発災を想定した参集であるため、発災直後は太陽も出ておらず、暗闇の中で動かざるを得ない状況が想定される。

愛知県庁業務継続計画（平成28年3月）における考え方を適用し、家族の安否確認や参集準備を整えてから自宅を出発するために必要な時間として、一律30分を加算する。

なお、職員実態調査に基づき、子の保育や親の介護などの職員個人の理由により、すぐに参集できない理由を持つ職員が41%いたことから、それらの事情を解決してから自宅を出るまでに必要な時間を別途加算する。

(3) 参集に影響を及ぼす要素

大規模災害の場合には、市民だけではなく行政職員も被災する。そのため、以下のとおり職員の参集に影響を及ぼす要素も考慮する。

ア 職員自身や家族の死傷により参集できない職員

平成26年度に実施した安城市東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査（過去地震最大モデル（冬・深夜））によると、人的被害は、人口185,615人中、死者数64人（0.034%）、重傷者数133人（0.072%）、軽傷者数900人（0.485%）となる。（小数点第6位を四捨五入）

さらに、職員を1世帯4名と仮定し、上記被害確率を4倍すると、本人又は家族が死亡する確率は0.136%、重傷となる確率は0.288%、軽傷となる確率は1.94%となる。

したがって、愛知県庁業務継続計画（平成28年3月）における考え方を適用し、本人又は家族の重傷・死亡により、0.4%の職員が参集できないものとし（小数点第2位を四捨五入）、本人

又は家族の軽傷により、１．９％の職員が３日間参集できないものとする。（小数点第２位を四捨五入）

イ 自宅の全半壊・焼失により参集できない職員

平成２６年度に実施した安城市東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査（過去地震最大モデル（冬・深夜））によると、建物被害は、全建物棟数６０，１５９棟のうち、全壊・焼失棟数１，２７５棟（全建物の２．１％）、半壊棟数５，８５０棟（全建物の９．７％）となる。（小数点第４位を四捨五入）

したがって、愛知県庁業務継続計画（平成２８年３月）における考え方を適用し、自宅の全壊・焼失により、２．１％の職員が１週間参集できないものとし、自宅の半壊により、９．７％の職員が３日間参集できないものとする。

ウ 消防団業務に従事する職員

消防団員である市職員は、救出・救助活動に従事するため、愛知県庁業務継続計画（平成２８年３月）における考え方を適用し、２日間は参集できないものとする。

エ 津波浸水想定区域に居住する職員

自宅が津波浸水区域にある職員は、避難行動をとるため、愛知県庁業務継続計画（平成２８年３月）における考え方を適用し、２日間参集できないものとする。

オ 長期にわたり参集不可となる職員

愛知県庁業務継続計画（平成２８年３月）における考え方を適用し、上記ア～エに関わらず、２％の職員は長期にわたり参集できないものとする。

（４）参集に影響を及ぼす要素を加味して補正した後の参集予測

以上の参集に影響を及ぼす要素の割合を合算し、発災から３日間は、１６．１％の職員が参集不可となり、残りの８３．９％の職員が参集可能な職員となるとして、集計結果を８３．９％にまで低く補正する。

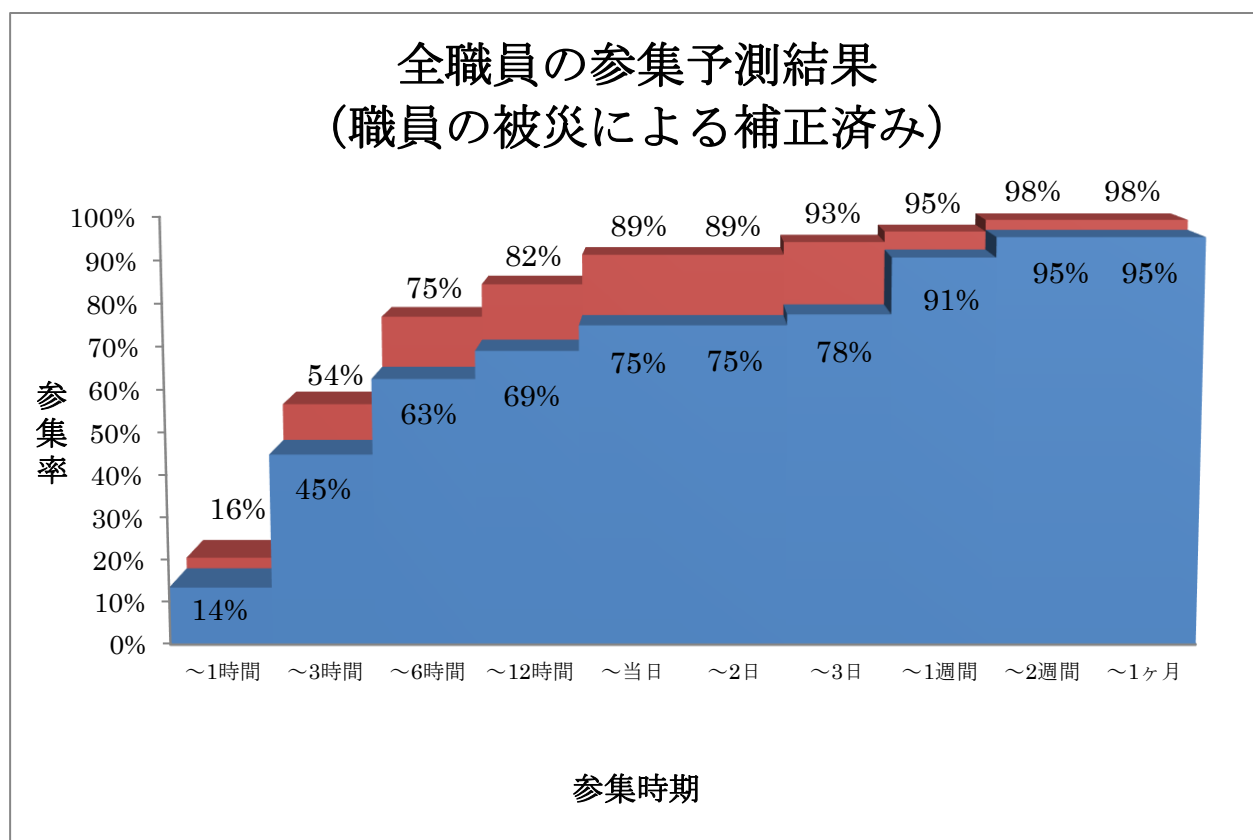
また、発災４日目から１週間までは、４．５％の職員が参集不可となり、残りの９５．５％の職員が参集可能な職員となるとして、集計結果を９５．５％にまで低く補正する。

さらに、発災１週間後から発災１ヶ月までは、２．４％の職員が参集不可となり、残りの９７．６％の職員が参集可能な職員となるとして、集計結果を９７．６％にまで低く補正する。

以上の考え方にに基づき集計した結果、職員全体の参集予測結果は以下のとおりとなった。

全職員の想定参集率

発災後	～１時間	～３時間	～６時間	～１２時間	～当日	～２日	～３日	～１週間	～２週間	～１ヶ月
参集率【調査時】	16%	54%	75%	82%	89%	89%	93%	95%	98%	98%
参集率【補正後】	14%	45%	63%	69%	75%	75%	78%	91%	95%	95%
	83.9%補正	83.9%補正	83.9%補正	83.9%補正	83.9%補正	83.9%補正	83.9%補正	95.5%補正	97.6%補正	97.6%補正
参集人数（人）	152	503	701	774	841	841	869	1,016	1,069	1,069



※ グラフの奥の部分（赤色）が各自の参集所要時間に基づく補正前の結果であり、手前の部分（青色）が参集に影響を及ぼす要素を考慮した補正後のもの。

(5) 部門ごとの参集率の想定

ア 災害対策本部員

計 28 名(平成 29 年度)

災害対策本部員(三役、各部の部長、防災特命者)について、職員各自の参集所要時間を計算したところ以下の結果となった。

災害対策本部員の想定参集率

発災後	～1時間	～3時間	～6時間	～12時間	～当日	～2日	～3日	～1週間	～2週間	～1ヶ月
参集率【調査時】	18%	54%	89%	96%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
参集率【補正後】	15%	45%	75%	81%	84%	84%	84%	96%	98%	98%
参集人数(人)	4	13	21	23	23	23	23	27	27	27

イ 避難所特命者・施設管理者

計 184 名(平成 29 年度)

各自が担当する避難所に参集する避難所特命者及び施設管理者・補助者について、職員各自の参集所要時間を計算したところ以下の結果となった。

避難所特命者及び避難所施設管理者・補助者の想定参集率

発災後	～1時間	～3時間	～6時間	～12時間	～当日	～2日	～3日	～1週間	～2週間	～1ヶ月
参集率【調査時】	28%	61%	84%	92%	96%	96%	97%	98%	99%	99%
参集率【補正後】	23%	51%	71%	77%	81%	81%	81%	94%	97%	97%
参集人数(人)	43	94	130	142	149	149	149	173	178	178

ウ 地区スタッフ

計 354 名(平成 29 年度)

初動期に地元地域で災害対応を行い、避難所開設や情報収集に従事する地区スタッフについて、職員各自の参集所要時間を計算したところ以下の結果となった。

地区スタッフの想定参集率

発災後	～1時間	～3時間	～6時間	～12時間	～当日	～2日	～3日	～1週間	～2週間	～1ヶ月
参集率【調査時】	25%	64%	77%	82%	89%	89%	92%	95%	96%	96%
参集率【補正後】	21%	53%	64%	68%	75%	75%	77%	90%	94%	94%
参集人数(人)	76	189	228	242	265	265	272	320	333	333

エ 市役所参集者・勤務地参集者

計 554 名(平成 29 年度)

災害対策本部が設置される市役所に参集する職員及び、その他の勤務地に参集する職員について、職員各自の参集所要時間を計算したところ以下の結果となった。

市役所参集者・勤務地参集者の想定参集率

発災後	～1時間	～3時間	～6時間	～12時間	～当日	～2日	～3日	～1週間	～2週間	～1ヶ月
参集率【調査時】	6%	45%	69%	79%	87%	87%	91%	94%	98%	98%
参集率【補正後】	5%	38%	58%	66%	73%	73%	77%	90%	96%	96%
参集人数(人)	29	208	322	367	404	404	425	498	531	531

9 非常時優先業務

内閣府による大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き（平成28年2月）を参考に、発災後1ヶ月以内に実施すべき業務を非常時優先業務として選定した。

（1）業務の対象

通常業務は、業務標準に記載している業務を対象とする。応急業務は、地域防災計画による災害応急対策業務、復旧・復興業務、発災後の他の新規発生業務を対象とする。

（2）業務開始目標時間による業務区分

ア 通常業務

下表の業務開始目標時間の区分のとおり。

A	（1）その業務が市民の生命・生活及び財産、または都市機能維持のいずれかにとって不可欠であり、一旦でも中断されることで、市民の生活維持に重大な影響が発生するため、中断しないように優先的に対策を講ずべき業務 もしくは （2）中断されることによる影響は（1）ほど重大ではないが、発災後直ちに業務に着手し、迅速に復旧させないと、市民の生命・生活及び財産、または都市機能維持に重大な影響を及ぼすため、優先的に対策を講ずべき業務
B	遅くとも発災後3日以内に業務を再開しないと、市民の生命・生活及び財産、または都市機能維持に相当の影響を及ぼすため、早期に対策を講ずべき業務
C	遅くとも発災後1週間以内に業務を再開しないと、市民の生命・生活及び財産、または都市機能維持に影響を及ぼすため、対策を講ずべき業務
D	遅くとも発災後1ヶ月以内に業務に再開しないと、市民の生命・生活及び財産、または都市機能維持に影響を及ぼす可能性のある業務

イ 応急業務

下表の業務開始目標時間の区分のとおり。

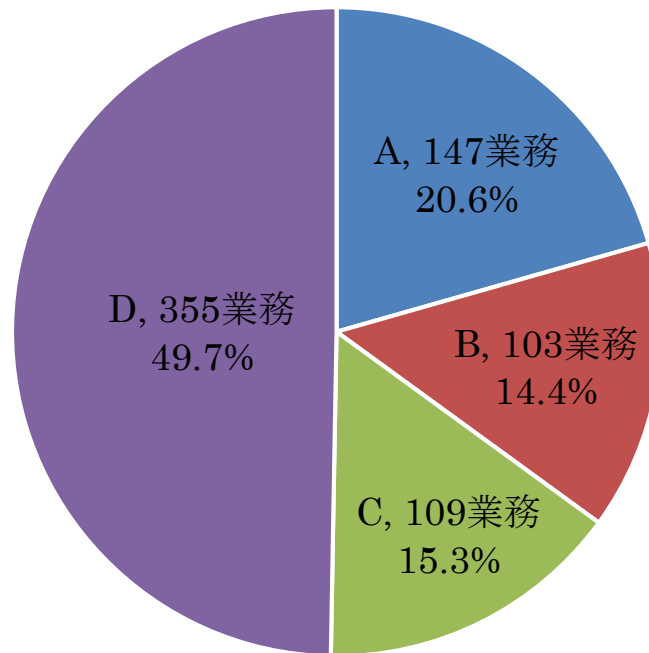
A	(1) その業務が被災者の生命・生活及び財産の保護のいずれかにとって不可欠であり、発災後直ちに業務に着手しないと、被災者の生命・生活維持に重大な影響が発生するため、即座に着手できるよう優先的に対策を講ずべき業務 もしくは (2) 災害時に行政が(1)の業務を遂行する上で、その前提として必要となる業務であり、災害対応を行う行政運営にとって不可欠といえる業務であるため、即座に着手できるよう優先的に対策を講ずべき業務
B	遅くとも発災後3日以内に業務に実施されないと、被災者の生命・生活及び財産、または災害対応を行う行政機構の機能維持に相当の影響を及ぼすため、早期に対策を講ずべき業務
C	遅くとも発災後1週間以内に業務に実施されないと、市民の生命・生活及び財産、または災害時の行政機構の機能維持に影響を及ぼすため、対策を講ずべき業務
D	遅くとも発災後1ヶ月以内に業務に実施されないと、被災者を含む市民の生命・生活及び財産、または都市機能の回復に影響を及ぼす可能性のある業務

(3) 非常時優先業務の選定結果

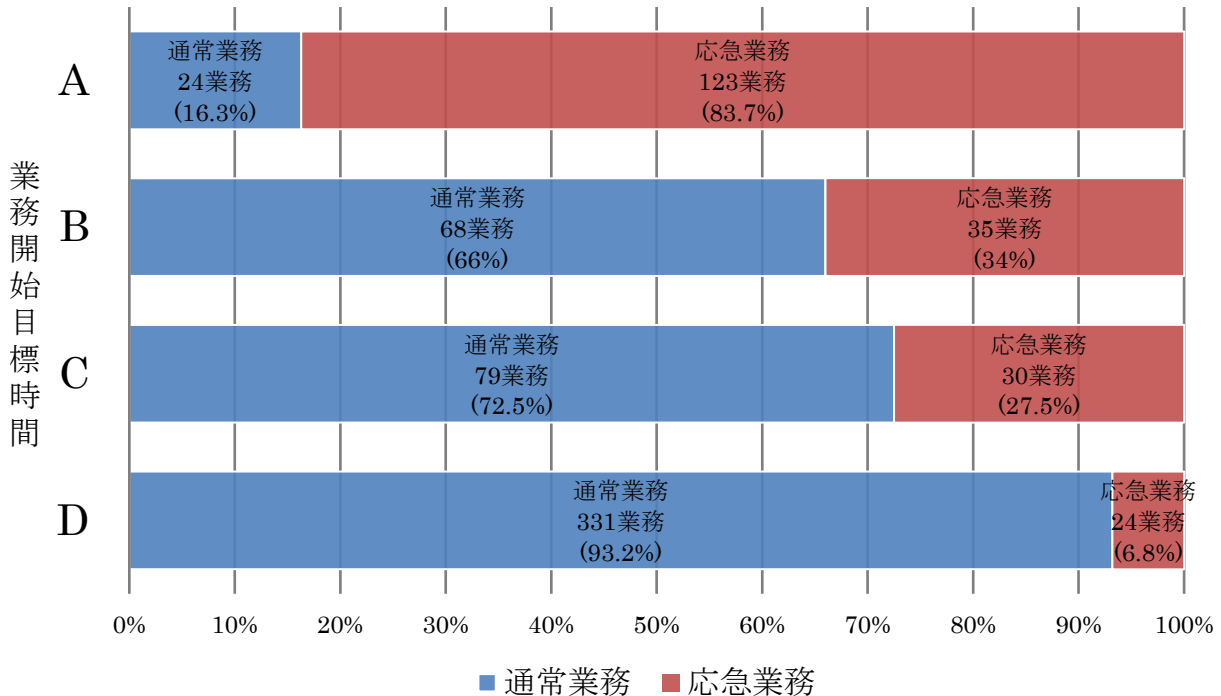
業務標準2, 825業務のうち、502業務(17.76%)を非常時優先業務(通常業務)として選定した。

また、地域防災計画による災害応急対策業務、復旧・復興業務、発災後の他の新規発生業務216業務のうち、212業務(98.14%)を非常時優先業務(応急業務)として選定した。

【非常時優先業務の割合】



【非常時優先業務の通常業務と応急業務の割合】



(4) 非常時優先業務の流れ

非常時優先業務として選定された714業務について、各班単位で業務開始目標時間に応じた業務の流れを作成した。(資料編参照)

1 0 非常時優先業務の実施環境の強化

地震による庁舎や職員の被災など、様々な制約が発生する中で非常時優先業務を実施しなければならない。そのため、本計画の中で災害時に使用することができる資源を整理し、課題を洗い出し、対応の方向性をあらかじめ検討しておく必要がある。

(1) 人員の確保

ア 現状

「8 職員参集予測」で記載したとおり、参集に影響を及ぼす要素を加味して計算した職員参集予測によると、発災から1時間以内に参集できる職員は全体の14%、また3時間以内に参集できる職員は全体の45%にとどまった。

イ 課題と対応策

(ア) 職員の減災対策の推進

職員自身の被災を最小限に食い止め、発災時に参集できなくなる職員を減らすことが重要である。

職員実態調査の結果、職員の自宅のうち8%が、旧耐震性基準で耐震補強もされていない住宅であり、50%が、自宅の家具等の転倒防止対策が未実施であった。さらに、職員の自宅のうち81%が、ガラス飛散防止フィルムの貼り付けを行っていないかった。

そのため、全ての職員が事前に住宅の耐震化、家具の転倒防止等の対策を確実に実施するように継続的に教育・啓発を行う。

また、交通手段の寸断や周辺道路の被災状況により、迅速に参集できない状況も考えられる。そのため、自転車やバイク等の複数の手段と経路を検討しておく。

(イ) 流動的な職員配置

各班を単位として非常時優先業務が定められているが、被災規模や状況によって各班の業務の規模や必要人員が変化する。したがって、以下の考え方に基づいて流動的に職員配置を行い、効率的に業務を実施する。

a 各班において人員が確保できない場合は、各部内において職員の配置調整を行う。

b 各部内において人員が確保できない場合は、各部各班における必要人数を取りまとめ、全庁横断的に各部を超えて職員

の配置調整を行う。

- c 資格又は業務経験が必要な業務については、過去に在籍した職員による応援を検討する。
- d 市役所の再任用職員や元市職員、民間事業者、ボランティア等の活用を検討する。
- e 男女共同参画その他多様な視点を取り入れた職員の配置に配慮する。

(ウ) 職員の健康管理

長時間の勤務が予想され通常以上の負担がかかるため、職員の健康が損なわれる可能性がある。そのため、勤務の交代を行うようローテーションを組むとともに、休憩・食事等の時間が不規則にならないように留意する。

また、過去の被災自治体の例を踏まえ、職員のメンタルヘルスクケアを含む健康管理について、ストレスチェックなどを活用し、職員が相互に心身の健康チェックを行う。さらに、少しでも安心できるよう、家族等との連絡にも配慮する。

(エ) 受援体制の整備

想定していた業務の範囲や量を超えて、新たに生じる業務への対応が必要になる場合が考えられる。そのような場合、安城市だけで円滑に災害対応を実施することは困難である。そのため、速やかに応援要請を行い、他自治体からの応援を円滑に受け入れるための体制を整備する必要がある。

したがって、災害対策本部の中に受援に係る組織体制をしっかりと位置づけ、応援対象となる業務を整理した受援計画を策定・運用する。

ウ 関係班

本部班、職員班、全班

(2) 庁舎の執務環境

ア 現状

現在の庁舎は、構造物の耐震化は実施済みである。しかし、天井等の非構造部材の耐震化は、一部が実施されているのみである。

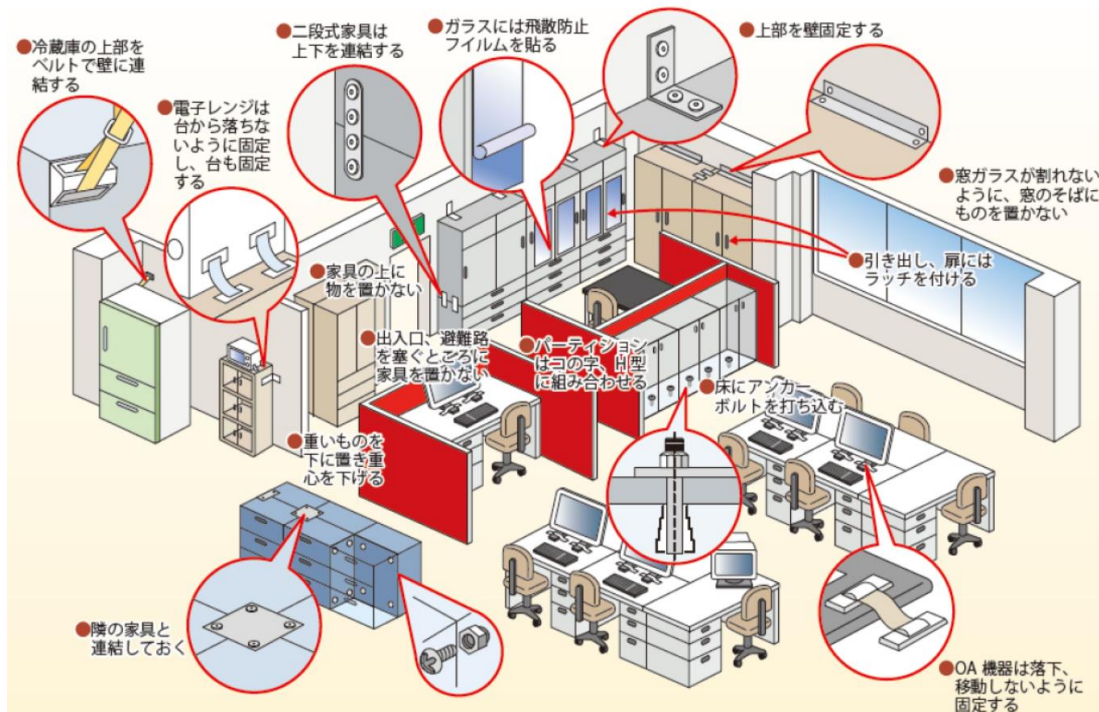
また、キャビネット等のオフィス家具は大部分が転倒防止対策を実施しているが、状況を把握することができていない箇所もある。

イ 課題と対応策

(ア) 天井等の落下により庁舎内において職務を行うことができなくなる可能性があるため、必要な部分から診断を行い、計画的に対策措置を実施するよう検討する。

(イ) 職員が負傷、あるいは他の職員がその救出救護にあたることや、執務スペースに物が散乱する可能性があるため、転倒防止対策の実施状況を把握し、下図を参考に、確実にオフィス家具等の転倒防止対策や内容物の落下・飛び出し防止対策を実施し、日頃から執務スペースの整理整頓も合わせて行う。

オフィス家具等の転倒防止対策の例



出典：「家具類の転倒・落下・移動防止対策ハンドブック」東京消防庁（平成27年度版）

ウ 関係班

本部班、行政班、全班

(3) 情報システム及び多様な通信手段の確保

ア 現状

安城市は、平成24年3月に安城市ICT部門業務継続計画(以下「ICT-BCP」)を策定し、優先して復旧すべきシステムを定め、復旧作業のチェックシートが作成されている。

また、安城市が保有する通信手段は複数あり、以下の通りである。

種類	保有状況等
災害時優先電話 (固定電話)	全6回線
衛星携帯電話 (インマルサット)	全3台 内訳 〔 危機管理課執務室 2台 災害対策本部長 1台
MCA無線 (デジタル防災行政無線)	全267台 内訳 〔 管理用 5台 半固定型 120台 (うちPC付きは20台) 携帯型 72台 車載型 70台 ※通話及びデータの送受信が可能 ※内線電話との融通性あり
遠隔映像受信ユニット (タブレット端末)	全3台 現場の映像と音声を災害対策本部とリアルタイムに共有することができるシステム。
危機管理情報システム	職員の安否・参集状況を収集することが可能な防災情報システム。
愛知県高度情報通信ネットワーク(地域衛星通信ネットワークも含む)	電話、FAX、映像の送受信及び、各種防災情報を画面上で収集することができるシステム。地上系、衛星系の2回線があり、一般回線が切断された場合も関係機関との通信が可能。
愛知県防災情報システム	愛知県への被害報告及び、Lアラート情報を発信する際に利用することができるシステム。

イ 課題と対応策

- (ア) ICT－BCPは、本計画と関連する部分が多いため、相互に参照し合い、適宜見直しを実施する。
- (イ) 重要な行政データのバックアップは、ICT－BCPにおいて別途定める。
- (ウ) 操作マニュアルが一元管理されていないため、各種通信手段を円滑に活用できるよう、日頃から取り扱い訓練を定期的に行い、操作習熟度の向上を図る。
- (エ) 災害時優先電話の回線数が少ないため、増設を検討する。
- (オ) MCA無線の三河南中継局の回線数は31回線であるため、グループ通話と個別通話を適切に使い分けて効率的に通話を行う。
- (カ) 各種通信機器の定期的な保守点検を行う。

ウ 関係班

本部班、行政班、情報広報班、全班

(4) 電源の確保

ア 現状

庁舎における非常用電源の設置状況は以下の通りである。

	第 1 非常用発電機	第 2 非常用発電機
種別	ディーゼル発電装置	ディーゼル発電装置
容量	400kVA (320kW)	60kVA (48kW)
燃料タンク	タンク容量：1,185ℓ 油種：軽油	タンク容量：950ℓ 油種：軽油
稼働時間	燃料消費量：約 57 ℓ/h 連続使用可能時間：約 20 時間 始動時間：約 40 秒以内	燃料消費量：約 14.2ℓ/h 連続使用可能時間：約 66 時間 始動時間：約 10 秒以内
設置場所	北庁舎 地下 1 階	食堂棟 屋外 2 階
電気使用可能区域	本庁舎・食堂棟：すべてのコンセント 北庁舎：赤いシールにて表示されているコンセント	災害対策本部室、大会議室、危機管理課執務室、食堂棟シャワー室、宿直室シャワー室のコンセント及び照明
非常用電源使用可能コンセント		
課題	・地下に設置されている。 ・循環型水冷式であり、屋上まで配管が延びており途中で配管が破損する可能性がある。 ・西庁舎、さくら庁舎に配線がされていない。	・災害時に自動的に稼働しない場合の対応方法を把握している職員が、一部に限られる。

イ 課題と対応策

- (ア) 循環型水冷式の非常用発電機は、過去の震災で機能不全に陥った例があり、周辺自治体でも循環型水冷式の非常用発電機を使用していない。そのため、機械本体の更新を検討する必要がある。さらに、西庁舎、さくら庁舎へ新たに非常用発電機の設置を行うことも合わせて検討する。
- (イ) 庁舎にて使用する機器は、被災情報の収集・集約等の業務に必要な機器・設備に電力が供給されるよう限定する。
- (ウ) 重要な機器には、UPS（無停電電源装置）やバッテリーの整備・増設を行う。
- (エ) 避難所等の公共施設の改修を行う場合は、非常用電源の設備容量等に関する基本的な考え方を定める。
- (オ) 電源供給が可能な公用車の導入を進め、活用方法を検討する。

ウ 関係班

本部班、行政班、財政班、全班

(5) 燃料の確保

ア 現状

災害時における燃料等の供給協力に関する協定を締結している。

イ 課題と対応策

- (ア) 給油施設に多数の一般市民が押し寄せること等が予想され、安城市が必要とする燃料の確保が困難となる可能性がある。そのため、協定締結事業者から迅速に燃料調達ができるよう、日頃から災害時の燃料供給についての協議を重ね、また訓練を実施するなど、災害時にも円滑に給油が可能となるような連携体制を構築する。
- (イ) 公用車は、通常時からガソリンが半分以下に減ったら給油することを徹底する。

ウ 関係班

本部班、財政班、全班

(6) 車両の確保と分配

ア 現状

発災後、参集と同時に着手する非常時優先業務（A業務）において使用する車両の総数は、各班へのヒアリングの結果、安城市が保有する車両226台（消防団車両を除く）に対して129台であった。（資料編参照）

また、各班へのヒアリングの結果、非常時優先業務にて使用する車両は、延べ252台必要であった。

さらに、一部の車両については、交通規制が行われる道路を通行するために必要な緊急通行車両標章を取得していない。

イ 課題と対応策

（ア）非常時優先業務にて使用する車両が多数必要となるため、民間事業者との協定締結を検討する。

（イ）緊急通行車両標章は、車両の更新に合わせて登録する。また、公用車だけでなく、災害復旧等で必要となる民間事業者の車両等についても事前に登録することを検討する。

ウ 関係班

本部班、財政班

(7) 職員用備蓄の確保

ア 現状

食料及び飲料水は、参集対象職員の1日分を備蓄し、残りの2日分は各自備蓄するよう指示している。

職員実態調査の結果、平成25年度と比較すると対策が進んでいるが、職場又は家庭に備蓄してある食料は、平均して5.1食分であり、6割近くの職員は3食以下であった。

また、職場又は家庭で備蓄している水は平均して7.5ℓであったが、5割近くの職員は3ℓ以下であった。

一方、職員用トイレは、簡易トイレを備蓄しているほか、食堂棟西側にマンホールトイレを5基設置している。

さらに、職員用の救急箱、マスク、毛布も備蓄している。

イ 課題と対応策

- (ア) 職員自身の備蓄量が不足しているため、職場又は家庭での備蓄を確実にを行うよう、効果的に啓発を行うとともに、斡旋販売を行う。
- (イ) 保管場所のスペースが不足する可能性があるため、保管場所をあらかじめ検討する。
- (ウ) 期限が切れた場合は、防災啓発のために活用するとともに、期限が切れたことに伴う補充も確実にを行う。
- (エ) 受水槽から水を取り出すことができなくなる可能性があるため、あらかじめ受水槽に直接蛇口を取り付ける。
- (オ) 職員の健康管理に配慮する必要があるため、継続的な災害対応業務への従事に必要な備蓄品を精査し、見直しを行う。

ウ 関係班

本部班、行政班

(8) 消耗品の確保

ア 現状

非常時優先業務を実施する上で必要となるコピー用紙やトナー等の消耗品の保有状況を把握していない。

イ 課題と対応策

- (ア) 非常時優先業務を実施する上で必要となる消耗品の種類や補充する時期・量を定めた基準を作成する。
- (イ) 定期的な棚卸し等により、消耗品の保管状況を把握し、適切な在庫管理を行う。

ウ 関係班

本部班、行政班、情報広報班、全班

1 1 今後の取り組み

(1) 計画の見直し

社会状況の変化、人事異動や組織の改正等絶えず変化する状況に対応するため、本計画はPDCAサイクルにより継続的に改善する必要がある。また、本計画は班別職員行動マニュアルと密接な関わりを持つため、本計画の内容に沿って、班別職員行動マニュアルの内容についても再度整理を行うとともに、更新時には内容を相互に参照し合い、精査する必要がある。

なお、今後は次の時期に本計画の見直し、更新を行う。

- ア 通常時の庁内組織体制・災害対策本部体制の変更がされた場合
- イ 業務分掌の見直しがされた場合
- ウ 地域防災計画等の防災関連計画において、本計画の改訂に資する内容があった場合
- エ 被害想定の見直しがされた場合
- オ 安城市内又は他市における災害において、新たな課題・教訓が明らかとなった場合

(2) 研修及び訓練

限られた資源を有効に利用しながら非常時優先業務を実施するために、定期的に研修及び訓練をする必要がある。訓練を通して非常時優先業務の再精査、実施手順の検討を行い、現実にあった計画を作り上げる。

(3) 課題対策

本計画では全庁的に考えられる課題として抽出できたものを掲載している。各班で想定される課題は、本部班と協議しながら各班で検討し、解決方法を検討する。

(4) 協定締結団体との連携

安城市は様々な協定を締結している。本計画では協定に基づく資源の増大は考慮していないが、実際には協定締結団体の協力は不可欠である。そのため、協定締結先の民間事業者や自治体をはじめ、日頃から顔合わせや連絡先の交換、協定内容の確認等を行うことで顔の見える関係を作り、締結している協定をより実効性のあるものとするために、協定の強化活動を行う。

安城市役所業務継続計画
(地震災害対策編)

2014年(平成26年)3月31日	作成
2018年(平成30年)4月1日	改訂

編集発行

安城市市民生活部危機管理課
住所 安城市桜町18番23号
電話 (0566)71-2220